

第 21 回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成 28 年 10 月 24 日 午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡田 勝	3 番 廣瀬 康友	5 番 林 秀司
6 番 三浦 万人	7 番 牛尾 博美	8 番 小川 明人	9 番 佐々岡常喜
10 番 大谷 数義	11 番 齋藤 久行	12 番 橋本 安延	14 番 岡本 健治
15 番 小松原常雄	16 番 三浦 寿紀	17 番 狭間 延雄	18 番 松山 純久
20 番 川方 耕治	23 番 原田 和義	24 番 神田 進	26 番 宮崎 龍生
27 番 渡辺 弘之	28 番 大屋 幸	29 番 渡邊 弘登	30 番 三浦 博文
31 番 岩地 正男	32 番 野上 省三	34 番 玉田 一	35 番 埤本 徹夫
36 番 徳田マスエ	37 番 岩田 功		

2. 欠席委員

4 番 近重 良治	13 番 小谷 保雄
19 番 安床 俊雄	21 番 岡堂 正顯
22 番 三明多佳志	25 番 岡本 嗣喜
33 番 佐々木京子	

3. 事務局出席職員

川神事務局長、河野農地係長 柴田主任主事
農林振興課農業振興係 森川主任主事

会 長 おはようございます。ただいまから第 21 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、4 番近重委員、1 3 番小谷委員、1 9 番安床委員、2 1 番岡堂委員、2 2 番三明委員、2 5 番岡本嗣喜委員、3 3 番佐々木委員、以上 7 名の方から欠席の届出が出ております。

なお、本日の議事録署名者は、1 8 番松山委員、2 0 番川方委員です。よろしくをお願いします。

会 長 では、議事に入ります。

議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求める。

それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業経営基盤強化促進法 第 1 8 条 第 1 項の規定により、
農用地利用集積計画の策定について、審議のうえ農業委員会の議決をいただきたいと思ひます。

では、農用地利用集積計画について農業委員会柴田主任主事より説明させていただきます。

事 務 局 おはようございます。農業委員会の柴田です。よろしくをお願いします。

それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、4 件 15 筆、23,211 m²となっております。

申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。

公告日は 10 月 27 日を予定しており、利用権設定については開始日を 11 月 1 日

以降としております。農用地利用集積計画（案）については以上でございます。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。

会 長 無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～全委員 挙手

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業委員会等に関する法律 第6条第1項 第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。

農地法第3条申請についてご説明いたします。

農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて審議いただきます。

総会資料 2 ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及び A 3 版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。申請地は、資料4ページ、図面番号①をご覧ください。申請地は、下府町の畑 92 m²です。場所は市立国府小学校から約 400m南西の下府町2町内です。この申請は、譲受人が売買により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は 83 a 余りとなり、浜田自治区の下限面積基準を満たしております。

2号について説明します。申請地は、資料5ページと6ページ、図面番号②③をご覧ください。申請地は、三隅町室谷の畑外14筆の田畑合計5,072㎡です。場所は旧井野小学校室谷分校から約500m南東の、上室谷地区です。この申請は、譲受人が贈与により、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて譲受人の耕作面積は169a余りとなり、下限面積基準を満たしております。

取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上2件です。

会 長 ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号については三明委員ですが、本日欠席でございますので、事務局の方で説明をお願いします

事 務 局 はい、1号でございますが、先般、三明委員さんと事務局の私たちの方で現場の方を確認して、問題は無いというふうに聞いております。

会 長 2号、お願いします。

第11番 (岡堂 正顯 委員) 11番岡堂です。先日、現地を確認しました。問題等ありませんので、よろしく願いいたします。

会 長 以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。ございませんか。

では採決に入ります。

第3条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員 ～挙手 多数

会長 ありがとうございます。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会長 続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。
農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。
1号について説明します。申請地は、資料8ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は金城町小国の田、598㎡です。場所は、柚根生活改善老人福祉センターから約170m南の金城町柚根です。申請地は、農用区域外、都市計画区域外の地域で第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に農業用施設を建設しようとするものです。なお、申請地がすでに農業用施設に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料9ページに掲載しています。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われま

農地法第4条申請については、以上1件です。

会長 ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。
1号、お願いします。

第23番 (原田 和義 委員) 23番原田です。先日、事務局さんと一緒に現地を確認しました。問題等ありませんので、よろしく願いいたします。

会長 以上で、第4条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かござい

ましたらお願いします。ございませんか。

会 長 では採決に入ります。

第4条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数

会 長 ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。

農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から 他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料11ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、野原町の畑、外1筆の畑、合計230㎡です。場所は、島根県立大学のすぐ横の野原町1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。生活排水は、下水に接続し また、雨水は道路側溝へ排出するため、他の農地への影響はないものと思われま

農地法第5条申請については、以上1件です。

会 長 ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

会 長 1号、お願いします

第18番 (松山 純久 委員) 18番松山です。先日、現地を確認しました。問題等ありませんので、よろしく願いいたします。

会 長 以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。

会 長 ないようですので、採決に入りたいと思います。
第5条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手 多数

会 長 ありがとうございます。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長 続きまして、議第5号、転用統制外 証明願について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、転用統制外 証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いもの、などに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。

1号は、資料13ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、三隅町井野の畑、外3筆の畑合計235.91㎡です。場所は、市立弥栄中学校から 約2.5m西の、三隅町井野上小原地区です。当該申請地は、年月日不詳より耕作放棄され、現在は山林化しています。

転用統制外証明願は、以上1件です。

会 長 ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

会 長 1号お願いします。

第32番 (野上 省三 委員) 32番野上です。先日、現地を確認しました。問題等ありませんので、よろしく願いいたします。

会 長 以上で転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。
ございませんか。

会 長 転用統制外証明願につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。
委 員 ~挙手 多数

会 長 ありがとうございます。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして、協議、報告事項について 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 協議報告事項について今月は特にありません

会 長 その他事務局からありましたらお願いします。

事 務 局 別添、事務連絡をご覧ください
1点目は農業者年金についてです。
別紙加入推進名簿に記載されている方について個別訪問を11月中にしたいと考えています。事務局で本人との訪問について日程調整をしますので、該当する委員さんはその際同行していただけたらと考えています。

2点目は平成27年度の利用意向調査についてです。
この件につきましては昨年秋に調査を皆さんにさせていただき、結果を台帳に入力し、2月に意向調査に該当する地番で場所が分かるもの（確実に）2711筆を再

度見ていただきました。その際、場所が確実ではないもの（822筆）については除外しておりました。しかし、国では27年度100%でないといけないと言うことで、この822筆についても早急に調査を実施することになりました。

一部の委員さんには話をしていますが。この822筆の内、場所がまったく分からないものと、地図上で事務局が確認し、確実に山林化等して農地でないものを除いて、今回の皆さんの調査の結果でA判定のものについては今月中にH27年度として意向調査を実施します。

全委員さんではありませんが、何人かの委員さんにはすみませんが、この後調査結果を確認しますのでご協力ください。

3点目は先般柴田主任と徳島県において西日本ブロック研究会に参加してきましたので、内容について皆さんに報告します。

今までは、研究会の報告については、実施していませんでしたが、研修の旅費等も補助金対象ということで、計上しています。会計検査で指摘されるのが、「研修に行くのは良いよ。」また、「旅費を対象としてみるのも良いよ。」といわれます。しかしながら、「行っただけじゃ駄目でしょ。」「行って農業委員の皆さんに、内容を報告して、理解してもらってないといけない。」といわれます。したがって、今年度から、研修会等に出席した場合に、皆さんに報告したいと考えています。

この研修会は、全国農業会議所が開催し、ブロックを3つに分けて、西・中・東に分かれています。西については、中国・四国・九州が1つのブロックになります。

今回の内容としては、資料の19ページと書いてあるものですが、農業委員会が新しい制度に移行するというので、島根県内では、川本町と斐川町の農業委員会が4月から新体制で活動しておられます。浜田市では、平成30年2月が任期ですので、平成30年3月から新しい体制になります。全国的にみると、来年7月に任期をむかえる農業委員さんが、多くいらっしゃいます。この場合、提示された参考資料では、準備の流れが示してあります。基本的には、平成28年12月議会において、定数の条例・委員の報酬の条例等について、議会に提示をすることになりますが、このことが、新体制移行への「第一歩」となります。この時点で、議会の同意をいただき、3月に委員さんの募集と推薦を受けることとなります。

ちなみに、規則といいますか、基準どおりに考えると、農業委員さんの定数は19名、推進委員さんの定数がおよそ40名と考えられます。したがって、委員総数がおおよそ57名前後になるかと思えます。農地の面積に対する人数や報酬等考えながら決めなければなりません、他市の状況をみると、現在の37名体制で発足している農業委員会が多いように思います。

なお、全国的にみると市のホームページで1カ月間募集しても、定数に満たない場合が多いと聞いています。このことは、普通のことをしていても、なかなか人が集まらないということであり、どのようにすべきか検討中でございます。

今回の研修会で、先進地の担当者と話す機会がありましたが、早めに取り掛かる方が良いとのことでしたので、皆様のご意見をいただきながら、より良い方法で新体制の発足に向けて考えていきますので、ご協力をお願いします。

なお、この後、さざんか祭りについて話がありますので、金城の方はお残りください。

事務局からは以上です。

会 長 そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。

ほかにありませんか。

以上を持ちまして、第21回総会を終了します。

終了 午前10時20分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員